

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

【業務に関係ない個人情報の不正閲覧】

1 事件の内容

令和7年11月から令和8年3月までの間に、住基端末で業務に関係のない複数の知人や区職員を不正に検索し、個人情報(住所や所得情報)を閲覧した。

2 被処分職員及び処分内容

被処分職員	処分内容	発令年月日
《所属》区民生活部 《職層》主事 《年齢》23歳	減給10分の1 3箇月	令和8年6月18日

3 区長コメント

この度、区職員が業務に関係ない個人情報の不正閲覧を行ったことにつきましては、公務員としてあるまじき行為であり、重く受け止めております。

今後は、個人情報保護に関する教育・研修の強化を図り、再発防止と区政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。